

報道発表資料の配付日時 3月11日(火) 15時00分

発表項目 (行事名)	「令和6年度北海道指導林家」認定証伝達式について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 趣旨 持続可能な森林経営を推進するため、林家の模範になる森林づくり活動を実践するとともに、模範的な施業技術等を有している林家を「北海道指導林家」として認定し、林業普及指導事業のパートナーとして、地域林業の振興に資する。</p> <p>2 認定 (1) 認定 北海道知事が市町村長の推薦のもと認定する。 (2) 認定者 令和6年度北海道指導林家の認定者は次のとおり 石黒 栄治(54)～根室市在住</p> <p>3 認定証伝達式 日 時：令和7年3月26日(水) 14:00～ 場 所：根室振興局 3階大会議室 伝達者：根室振興局森林室室長 高橋 英知 立会者：根室市水産経済部農林課長 鶴飼 豪生 他</p>		
参考	<p>北海道指導林家認定制度は平成12年度から始まり、今年度は新たに7名が認定され、全道での指導林家は317名となっている。 資料：認定者の概要、指導林家認定要領</p>		

報道(取材) に当たって のお願い	
他のクラブ との関係	同時配付(場所) 同時レク

担当 (連絡先)	根室振興局森林室(担当者：高橋、津坂) TEL ダイヤルイン 0153-75-2304
-------------	--

「令和6年度北海道指導林家」概要

根室市							
氏名	石黒 栄治	年齢	54歳	住所	根室市西浜町	職業	造林業・造材業
概要	<ul style="list-style-type: none"> • 石黒栄治氏は平成7年から家業である造林業・造材業に入り、現在は(有)イシグロの代表取締役を務めている。 • 経営する会社は、国有林・民有林の請負事業を盛んに行いながら、「見せる林業」をモットーに高性能林業機械を導入するなど低コスト林業に努めるほか、若手の林業後継者の育成・確保など雇用対策に努める。 • 所有山林は、北海道指導林家であった父の施業技術を受け継ぎながら、地域の気象条件や自然環境の保全、そして基幹産業である漁業の発展に配慮しつつ、森林の配置と林分の目標を設定し、複層林の造成及び針広混交林の保続に努めるなど、優良な天然生針葉樹・広葉樹の育成を行っており、地域の模範となる林業経営を行っている。（根室市ほか 人工林328ha、天然林415ha） • 根室市役所との連携により、平成26年度から地域住民を対象に森林機能の解説や高性能林業機械の実演を行うなど、森林・林業の重要性について地域に啓発している。また、根室管内の高校生を対象に森林・林業に関する出前講座を行い、林業担い手確保に向けた取組を実施するなど地域の林業振興に寄与している。 • 主な経歴 <ul style="list-style-type: none"> 平成 7年4月1日～ (有)イシグロ (現在、代表取締役) 平成22年4月1日～ 北海道青年林業士 • 過去の受賞歴 <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度 全国林業経営推奨行事（林野庁長官賞） 						

【参 考】

	令和6年度の認定者数	認定者数
全 道	7名	317名
根室管内	1名	14名

○根室管内市町村別（石黒栄治氏を含む）

根室市1名 別海町4名 中標津町4 標津町5名

北海道指導林家認定要領

林業第1637号

平成12年11月7日

最終改正

成長第1659号

令和7年1月6日

第1 趣旨

林業普及指導事業においては、長期性という林業の特質を踏まえ、地域林業に取り組む林家や林業後継者等の各種活動の支援を行ってきたところである。

その成果として、近年の林業を取り巻く厳しい情勢の中においても、林家の模範となるような林業生産活動を展開している意欲的な林家（以下「林家等」という。）が見られるところであり、これらの林家等を地域林業を先導する中核的な存在として育成確保することが、持続可能な森林経営の推進を図るために重要となっている。

このため、模範的な施業技術等を有している林家等を「指導林家」として認定し、これら指導林家の資質の向上、確保を図るとともに、林業普及指導事業における指導者として積極的な活用を図ることとする。

第2 指導林家の要件

指導林家は、次の各号の要件に適合する者とする。

- (1) 地域の模範となる林業経営等を行っている者。
- (2) 人格・見識が優れている者。
- (3) 林業後継者の育成指導に理解があり、積極的に指導活動ができる者。
- (4) 各種コンクール等に積極的に参加し、林業技術・知識の研鑽を行っている者。
- (5) 上記以外の者で、特に指導林家として認定することが妥当であると認められる者。

第3 指導林家の推薦

- (1) 市町村長は、別記第1号様式の推薦調書により、要領第2の要件を満たす者を指導林家として、総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）に推薦するものとする。
- (2) 総合振興局長等は、市町村から推薦のあった推薦調書に、別記第2号様式の同意書を添え、3月10日までに知事に進達するものとする。

第4 指導林家の認定

知事は、市町村長の推薦を受けた者を審査し、別記第3号様式の指導林家認定証を交付し、指導林家として認定するものとする。

第5 指導林家の登録

知事は、指導林家を認定したときは、別記第4号様式の指導林家認定台帳を作成し、認定番号を登録・保管するものとする。

第6 指導林家の活動

- 1 指導林家は、自らの林業経営活動や調査研究等により資質の向上に努めるとともに、林業技術の普及及び林業後継者等の育成指導を行うものとし、次の事項を積極的に推進することとする。
 - (1) 道等が実施する研修会等に積極的に参加し、森林施業技術や林業経営についての調査研究及び自らの技術の向上に努める。
 - (2) 先進的な森林施業技術等を林業後継者等に普及指導する。
 - (3) 森林所有者の森林施業技術の向上に努め、森林施業の実行確保に努める。
 - (4) 林業グループ、青年林業士等と連携を図るとともに、林業後継者等の育成強化に努める。
 - (5) 普及指導職員と連携・調整を図り、地域林業の振興に寄与する。
- 2 総合振興局長等は、認定されたこれら指導林家の活動経過を別記第5号様式の指導林家活動記録簿に整理するものとする。

第7 活用及び支援

道及び市町村長等は、林業施策において、指導林家を積極的に活用するとともに、これらの者に対する各種支援を実施するものとする。

第8 認定の取り消し

指導林家の認定の取り消しは、次の事項に該当する場合に行うものとする。

ただし、(1)～(3)の場合にあっては、市町村長は、認定者の指導林家辞退申出書に意見書を添え、総合振興局長等に進達するものとする。また、総合振興局長等は、認定者の辞退申出書及び市町村長の意見書を、知事に進達するものとする。

知事は、認定者の辞退申出書を審査し、認定の取り消しを行うものとする。また、その認定を取り消したときは、総合振興局長等及び市町村長等に通知するものとする。

- (1) 指導林家として社会的、道義的に適性を欠くに至ると判断されるとき。
- (2) 第6の指導林家としての活動に支障をきたすとき。
- (3) 本人の申し出により、指導林家を辞退する旨の報告があったとき。
- (4) 当該指導林家が死亡したとき。
- (5) その他の理由により、知事が欠格者と認定したとき。

第9 礼状の送付

知事は、第8の(3)及び(4)に基づき認定の取り消しを行ったときは、別に定める礼状送付基準により、礼状を送付するものとする。

第10 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附則

施行	平成12年11月	7日付け	林業第1637号
一部改正	平成18年4月	7日付け	森活第35号
一部改正	平成22年4月	1日付け	森活第1290号
一部改正	平成25年8月	2日付け	森活第332号
一部改正	平成26年12月	9日付け	森活第531号
一部改正	令和5年4月13日	付け	森活第74号
一部改正	令和7年1月	6日付け	成長第1659号
